

## 審　　査　　基　　準

令和7年11月28日作成

法　令　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第20条第10項において準用する第9条第1項
処　分　の　概　要	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者(委任先)	埼玉県公安委員会
法　令　の　定　め	法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、 第20条第10項において準用する第9条第2項 添付書類府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるお それのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審　查　基　　準	
標準処理基準	12日間 ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第20条第2項の認定 を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場 合に限る。
申　請　先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	申請に係る警察署の生活安全課
備　考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日　警察庁生活安全局） 第12の8及び第17の9を参照すること。